

委員会提出第二号議案

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

経済・生活苦での自殺者が年間七千人に達し、自己破産者も十八万人を超え、多重債務者が二百万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、平成十八年十二月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の三分の一を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、平成二十年の自己破産者数も十三万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

他方、一部には、消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている、特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどを殊更強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、千九百九十年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、平成十年には自殺者が三万人を超え、自己破産者も十万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。

よって、国会及び政府におかれては、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、次の施策を講ずるよう強く要望する。

- 一 改正貸金業法を早期（遅くとも本年十二月まで）に完全施行すること。
 - 二 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
 - 三 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
 - 四 ヤミ金融を徹底的に摘発すること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十一年九月十六日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	江田五月殿
内閣総理大臣	鳩山由紀夫殿
総務大臣	原口一博殿
財務大臣	藤井裕久殿
厚生労働大臣	長妻昭久殿
経済産業大臣	直嶋正行殿
国家公安委員会委員長	中井正洽殿
内閣府特命担当大臣	亀井静香殿
内閣府特命担当大臣	福島瑞穂殿

